吉川市創業支援補助金交付要綱

令和元年１１月６日告示第１９５号

改正　令和５年３月２８日告示第１００号

（目的）

第１条　この要綱は、市内で創業する者に対し、その創業に要する経費の一部を吉川市創業支援補助金（以下「補助金」という。）として、予算の範囲内で交付することにより、市内産業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５３年吉川町規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

イ　事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が事業を開始すること。

(2) 創業の日　個人事業主にあっては開業の日、法人にあっては法人設立の日をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、申請年度内に創業する者又は申請時に創業の日から１年を経過しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者

(2) 申請時において納期限の到来した市税等（市民税、県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がない者

(3) 営業に際し許認可が必要な場合は、当該許認可を取得し、又は創業までに取得する見込みがあること。

(4) 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であり、信用保証協会の保証対象の業種であること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を営む者は、補助金の交付対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の規定により許可又は届出を要する事業

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１００，０００円を限度とする。

２　同一事業者への補助金の交付は、年度及び内容にかかわらず１回限りとする。

３　吉川市以外の者から補助金等が交付されている場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を減じて補助金の額を算定する。

（交付申請）

第６条　規則第４条第１項の申請書は、吉川市創業支援補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　規則第４条第２項第５号の市長が定める事項は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業主で既に創業している場合に限る。）

(4) 登記事項証明書の写し（申請者が法人で既に創業している場合に限る。）

(5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が既に許認可を取得している場合に限る。）

(6) 市税等を完納していることを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　規則第７条の交付決定通知書は、吉川市創業支援補助金交付決定通知書（様式第４号。以下「交付決定通知書」という。）とする。

（申請内容の変更等）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、規則第６条第１項第１号の規定により申請内容の変更又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、吉川市創業支援補助金変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号の市長が定める軽微な変更は、補助金の額に変更を生じないものとする。

３　市長は、第１項の規定により吉川市創業支援補助金変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市創業支援補助金変更承認・不承認決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　規則第１３条前段の報告書は、吉川市創業支援補助金実績報告書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）とする。

２　実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第８号）

(2) 事業の完了が確認できる書類

(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類

(4) 登記事項証明書の写し（申請者が法人で交付申請時に創業していない場合に限る。）

(5) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業主で交付申請時に創業していない場合に限る。）

(6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から３０日以内又は当該年度の３月１５日（当該日が吉川市の休日を定める条例（平成元年吉川町条例第２１号）第１条第１項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日以前で最も近い市の休日に当たらない日）のいずれか早い日までとする。

（補助金額の確定及び通知）

第１０条　市長は、実績報告書の提出を受けたときは、これを速やかに審査し、交付決定

の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、吉川市創業支援補助金交付額確定通知書（様式第９号）により、補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定により吉川市創業支援補助金交付額確定通知書を受けた補助対象者は、吉川市創業支援補助金請求書（様式第１０号）により、市長に対して補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条の規定により、補助金の請求があったときは、補助対象者に対して、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、規則第９条第１項又は第１６条第１項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すとき、又は補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、吉川市創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

⑵　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑷　補助対象事業を取りやめたとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、吉川市創業支援補助金返還請求書（様式第１２号）によりその返還を請求することができる。

（報告等）

第１５条　市長は、必要と認めるときは、事業実施に関し補助対象者に報告を求めることができる。

（書類の整備等）

第１６条　補助金を受けたものは、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度

の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

（吉川市産業振興推進事業費補助金）

第１７条　吉川市創業支援補助金は、吉川市産業振興推進事業費補助金に該当する。

２　補助対象事業者は、吉川市産業振興推進事業費補助金に該当する補助金を同一年度内に複数申請し、及び交付を受けることができない。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

商業登記費
広告宣伝費
印刷製本費
消耗品費
備品購入費
業務委託料
工事請負費
サービス料及び手数料
上記のほか、市長が特に必要と認める経費

備考　いずれの経費にも消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、含まない。

様式第１号(第６条関係)

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）
電話番号

吉川市創業支援補助金交付申請書

吉川市創業支援補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条第１項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　実施事業名

２　補助対象経費の額　　金　　円

３　補助金申請額　　金　　円

４　添付書類

(1) 事業計画書（様式第２号）
(2) 収支予算書（様式第３号）
(3) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業主で既に創業している場合に限る。）
(4) 登記事項証明書の写し（申請者が法人で既に創業している場合に限る。）
(5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が既に許認可を取得している場合に限る。）
(6) 市税等を完納していることを証する書類
(7) その他市長が必要と認める書類

＜確認欄＞本申請に係る審査のために、商工課職員が市税等の納付状況を確認することに同意します。
(ふりがな)
氏 名　　㊞　生年月日　．　．

様式第２号(第６条関係)

事　業　計　画　書

実施事業名				
申請者	名　　称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
	業　　種			
開業・法人設立日	年　　月　　日 （補助事業期間内に開業又は法人設立を行う必要があります。）			
補助事業の概要	①事業の具体的な内容			
補助対象経費の総額				

様式第３号(第６条関係)

収　支　予　算　書

１　収入

区　分	金額(円)	摘　要
自　己　資　金		
補　助　金		
そ　の　他		
合　計		

２　支出

区　分	金額(円)	摘　要
合　計		

※必要に応じて、金額の内訳が分かる書類を添付すること。

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市創業支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吉川市創業支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第５条第１項の規定により下記のとおり交付することと決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

記

１　実施事業名

２　交付決定額　　金　　円

３　交付条件等

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）
電話番号

吉川市創業支援補助金申請内容変更等承認申請書

年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定を受けた吉川市創業支援補助金については、申請内容を下記のとおり変更したいので、吉川市創業支援補助金交付要綱第９条第１項の規定により承認を申請します。

記

１　変更内容

２　変更の理由

様式第６号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市創業支援補助金変更承認・不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吉川市創業支援補助金交付の変更を承認・不承認しますので、吉川市創業支援補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　変更後交付決定額　　金　　円

２　不承認の理由

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）
電話番号

吉川市創業支援補助金実績報告書

吉川市創業支援補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条前段の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　実施事業名

２　交付決定額　　金　　円

３　添付書類

(1) 収支決算書（様式第８号）
(2) 事業の完了が確認できる書類
(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類
(4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業主で交付申請時に創業していない場合に限る。）
(5) 登記事項証明書の写し（申請者が法人で交付申請時に創業していない場合に限る。）
(6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第８号(第９条関係)

収　支　決　算　書

１　収入

区　分	金額(円)	摘　要
自己資金		
補助金		
その他		
合計		

２　支出

区　分	金額(円)	摘　要
合計		

※必要に応じて、金額の内訳が分かる書類を添付すること。

様式第９号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市創業支援補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった吉川市創業支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第１４条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

１　実施事業名

２　交付確定額　　金　　円

様式第１０号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）　　印
電話番号

吉川市創業支援補助金請求書

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定のあった吉川市創業支援補助金について、吉川市創業支援補助金交付要綱第１２条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　請求額　金　　円

２　振込先

金融機関名	銀　　行 信用金庫 農業協同組合		本　店 支　店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	ふりがな		
	氏　　名		

３　添付書類

吉川市創業支援補助金交付額決定通知書の写し

様式第１１号（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市創業支援補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　第　　号で交付を決定した吉川市創業支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第９条第１項・第１６条第１項・吉川市創業支援補助金交付要綱第１４条の規定により、交付の決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

（取消し理由）

様式第１２号（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市創業支援補助金返還請求書

年　　月　　日付け　第　　号で交付を決定した吉川市創業支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第１７条第１項・第２項・吉川市創業支援補助金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

１　補助金交付確定額　　金　　円

２　補助金交付済額　　金　　円

３　返還請求額　　金　　円

４　返還期限　　年　　月　　日

５　返還を請求する理由